

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領 様式集

様式 番号	様式名	作成者	申請（提出）先	ページ 番号
1	地域協議会規約（例）	地域協議会	国	27
2	地域協議会事務処理規程（例）	地域協議会	国	35
3	地域協議会会計処理規程（例）	地域協議会	国	36
4	地域協議会文書取扱規程（例）	地域協議会	国	43
5	地域協議会公印取扱規程（例）	地域協議会	国	47
6	地域協議会内部監査実施規程（例）	地域協議会	国	50
7	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る地域協議会の承認申請書	地域協議会	国	52
8	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る地域協議会規約その他規程の変更届出書	地域協議会	国	59
9	平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付決定前着手届	地域協議会	国	61
10	活動組織規約（例）	活動組織	地域協議会	62
11	森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書（例）	活動組織	地域協議会	68
12	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書	活動組織	地域協議会	70
13	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書	活動組織	地域協議会	74
14	平成○年度森林・山村多面的機能発揮対策の活動の有効性に関する意見等について	地域協議会	市町村	78
15	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択通知書	地域協議会	活動組織	80
16	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択変更申請書	活動組織	地域協議会	82
17	平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（活動記録）	活動組織	地域協議会	85
18	平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（金銭出納簿）	活動組織	地域協議会	88
19	平成○年度 モニタリング結果報告書	活動組織	地域協議会	89
20	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書	活動組織	地域協議会	91
21	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況確認通知書	地域協議会	活動組織	93
22	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況取りまとめ報告書	地域協議会	国	94

(様式第1号)

〇〇地域協議会規約 (例)

平成〇年〇月〇日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、〇〇地域協議会（以下「地域協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 地域協議会は、主たる事務所を〇〇に置く。

(備考)

地域協議会の事務を複数の組織が分担して行う場合は、第2条中「〇〇」には、主たる事務を分担する組織の住所を記載する。

(目的)

第3条 地域協議会は、森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、里山林の整備・保全を推進し、山村地域の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第4条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
森林・山村多面的機能発揮対策交付金に関すること。

第2章 会員等

(地域協議会の会員)

第5条 地域協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- 一 〇〇〇
- 二 〇〇〇
- 三 〇〇〇
- 四 〇〇〇

(備考)

地域協議会の会員の選定に当たっては、都道府県の実情を踏まえ、関係者が十分協議すること。

(届出)

第6条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく地域協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 地域協議会に次の役員を置く。

- 一 会長1名
 - 二 副会長〇名
 - 三 監事〇名
- 2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
- 一 地域協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は平成〇年〇月までとする。

- 2 補欠又は増員における仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 地域協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事させることができる。この場合において、地域協議会は、その総会の開催の日の〇日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の仕事)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 地域協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二 第8条第3項第三号の規定により監事が招集したとき。

三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1票の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項にのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

二 年度事業報告及び収支決算に関すること。

三 諸規程の制定及び改廃に関すること。

四 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関すること。

五 その他地域協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 地域協議会規約の変更
- 二 地域協議会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員解任

(書面又は代理人による議決)

- 第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに地域協議会に到達しないときは、無効とする。
 - 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を地域協議会に提出しなければならない。
 - 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - 三 議案
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
 - 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
 - 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 幹事会

(備考)

幹事会を置かない地域協議会においては、本章を削除する。

(幹事会の構成等)

- 第20条 地域協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、第22条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - 一 ○○ ○○
 - 二 ○○ ○○
 - 三 ○○ ○○
 - 四 ○○ ○○

(備考)

幹事会の会員の選任に当たっては、都道府県の実情を踏まえ、関係者が十分に協議する。

- 3 幹事の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- 一 総会に付議すべき事項に関する事。
 - 二 総会の議決した事項の執行に関する事。
 - 三 その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき地域協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。
- 一 ○○ ○○
 - 二 ○○ ○○
 - 三 ○○ ○○
 - 四 ○○ ○○

(備考)

事務局の設定に当たっては、都道府県の実情を踏まえ、関係者が十分に協議する。

- 3 前項の事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。
- 4 地域協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。
- 6 地域協議会の庶務は、事務局長が総括し、処理する。

(業務の執行)

第23条 地域協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 会計処理規程
- 三 文書取扱規程
- 四 公印取扱規程
- 五 内部監査実施規程

六 その他幹事会において特に必要と認めた規程
(備考)

第6号は、幹事会を置かない場合には削除する。

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 地域協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 地域協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 地域協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第26条 地域協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- 二 その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 地域協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 地域協議会の事務に要する経費は、第26条第1項第一号の森林・山村多面的機能発揮対策交付金及び同条第三号のその他の収入をもって充てる。

(年度事業計画及び収支予算)

第29条 地域協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第29条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

(監査等)

第30条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の○日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書

- 二 収支計算書
- 三 正味財産増減計算書
- 四 貸借対照表
- 五 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を林野庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該年度の年度事業報告書及び次年度の年度事業計画書
- 二 当該年度の正味財産増減計算書及び財産目録及び貸借対照表
- 三 当該年度の収支計算書及び次年度の収支予算書

(備考)

沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては、「林野庁長官」を「内閣府沖縄総合事務局長」に改める。第32条から第34条について同じ。

第8章 地域協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第32条 この規約及び第23条各号に掲げる規程を変更した場合は、会長は、遅滞なく、林野庁長官に届け出なければならない。

(事業終了後及び地域協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 第4条の事業が終了した場合並びに地域協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額にあっては林野庁長官に返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て地域協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第34条 実施要綱その他この規約に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第 34 条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

附 則

- 1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 地域協議会の設立初年度の役員を選任については、第 7 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成〇年〇月〇日までとする。
- 3 地域協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第 29 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 本地域協議会の設立初年度の会計年度については、第 25 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成〇年 3 月 31 日までとする。

(備考)

附則第 4 項において、「この規約の施行の日から」は、「平成〇年〇月〇日から」とすることができる。

(様式第2号)

〇〇地域協議会事務処理規程(例)

平成〇年〇月〇日制定

(目的)

第1条 この規程は、〇〇地域協議会(以下「地域協議会」という。)における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 地域協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 地域協議会の事務処理は、次に掲げる事務責任者を置くものとする。

(事務の区分)

(事務分担組織) (責任者)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る事務 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る〇〇地域協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る〇〇地域協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱(平成25年5月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知)、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱(平成25年5月16日25林整森第60号農林水産事務次官依命通知)、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知)、〇〇地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第4条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

附 則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(様式第3号)

〇〇地域協議会会計処理規程 (例)

平成〇年〇月〇日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、〇〇地域協議会（以下「地域協議会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、地域協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な執行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 地域協議会の会計業務に関しては、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日25林整森第60号農林水産事務次官依命通知）及び〇〇地域協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(会計原則)

第3条 地域協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- 一 地域協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- 二 すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- 三 会計の処理方法及び手続について、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第4条 地域協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。

- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
 - 二 〇〇会計
- 2 地域協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第5条 前条に関する口座は、〇〇に開設するものとする。

(会計年度)

第6条 地域協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、地域協議会が設立された当初の会計年度については、設立総会の日から翌年の3月31日までとする。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第8条 次の〇〇地域協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める事務に以下の経理責任者を置く。

(事務の区分)

(経理責任者)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る事務

〇〇 〇〇

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、次の各号に掲げるものとする。

一 予算及び決算書類 〇年

二 会計帳簿及び会計伝票 〇年

三 証憑^{しょうひょう}（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。）

〇年

四 その他の書類 〇年

(備考)

第1項は、文書等の標準的な保存分類等を参考に規定する。ただし、5年を下回ることはできない。

2 前項各号の保存期間は、決算完了の日から起算する。

3 第1項各号に掲げる書類を廃棄する場合には、あらかじめ、経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

4 前項において個人情報記録されている会計帳簿、会計伝票その他の書類を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 第4条の各会計区分には、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列及び内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。

一 すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。

二 収入と支出は、相殺してはならないこと。

三 その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

一 主要簿

① 仕訳帳

② 総勘定元帳

二 補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

4 総勘定元帳及び補助簿の様式は会長が別に定める。

(会計伝票)

第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、会長が別に定める。

一 入金伝票

二 出金伝票

三 振替伝票

3 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑とともに保存する。

4 会計伝票は、作成者が押印した上で、経理責任者の承認印を受けるものとする。

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又は証憑に基づいて記帳しなければならない。

(会計帳簿の更新)

第15条 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(年度事業計画及び収支予算の作成)

第17条 年度事業計画及び収支予算は、会計区分ごとに作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得てこれを定める。

2 前項の年度事業計画及び収支予算は、林野庁長官に報告しなければならない。

(備考)

- 1 幹事会を置かない場合には、第 17 条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。
- 2 沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあつては「林野庁長官」を「内閣府沖縄総合事務局長」に読み替える。

(予算の実施)

第 18 条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第 19 条 予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第 4 章 出納

(金銭の範囲)

第 20 条 この規程において、「金銭」とは現金及び預貯金をいい、「現金」とは通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第 21 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にいき、日々出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

- 2 金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第 22 条 金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

- 2 入金先の要求その他の事由により、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、経理責任者の承認を得てこれを行う。
- 3 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(支払方法)

第 23 条 出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、経理責任者の承認を得て行うものとする。

- 2 支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

(支払期日)

第 24 条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りでない。

(領収証の徴収)

第 25 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収書に代えることができる。

(預貯金証書等の保管)

第 26 条 預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けをするものとする。

(金銭の過不足)

第 27 条 出納の事務を行う者は、原則として毎月 1 回以上、預貯金の残高を証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章 物品

(物品の定義)

第 28 条 物品とは、消耗品並びに耐用年数 1 年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第 29 条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付し、経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1 件の購入金額が 20 万円未満のときは、事務局長の専決処理とすることができる。

(物品の照合)

第 30 条 出納の事務を行う者は、耐用年数 1 年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状態及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動又は滅失及びき損があった場合は、経理責任者に通知しなければならない。

2 経理責任者は、事業年度中に 1 回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第 31 条 地域協議会の運営に必要な経費であつて、会議費等軽微なものの支出については、第 29 条の規定を準用する。

第 6 章 決算

(決算の目的)

第 32 条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第 33 条 決算は、毎半期末の半期決算と、毎年 3 月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第 34 条 経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の各号に掲げる計算書類を作成して翌月の 15 日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

- 一 合計残高試算表
- 二 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第 35 条 経理責任者は、事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- 一 収支計算書
- 二 正味財産増減計算書
- 三 貸借対照表
- 四 財産目録

(年度決算の確定)

第 36 条 会長は前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

(報告)

第 37 条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を林野庁長官に報告しなければならない。

(備考) 沖縄県に事務所を置く地域協議会にあつては、「林野庁長官」を「内閣府沖縄総合事務局長」に改める。

(雑則)

第 38 条 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 59 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 60 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）、○
○地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関しに必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第 38 条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

附 則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。

(様式第4号)

〇〇地域協議会文書取扱規程(例)

平成〇年〇月〇日制定

(目的)

第1条 この規程は、〇〇地域協議会(以下「地域協議会」という。)における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。

(文書の処理及び取扱いの原則)

第2条 地域協議会における事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。

2 ファクシミリ、電子メールその他で照会、回答、報告又は打合せを行ったときは、次項、第16条、第22条又は第23条に準じて処理するものとする。

3 文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴るものとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

第3条 文書の取扱いに当たっては、その迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

(文書の発行名義人)

第4条 文書の発行名義人は、会長及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書管理責任者)

第5条 次に掲げる〇〇地域協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める事務に以下の文書管理責任者を置く。

(事務の区分)

(文書管理責任者)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る事務

〇〇 〇〇

2 前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者及び当該事務に係る〇〇地域協議会会計処理規程(以下「会計処理規程」という。)第8条の経理責任者を兼務することができる。

(文書に関する帳簿)

第6条 文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。

一 文書登録簿

二 簡易文書整理簿

三 文書保存簿

(文書接受及び配布)

第7条 会長あて及び事務局長あての封書については、開封し、事務を担当する者に配布する。この場合において、その内容が緊急かつ適正に処理を要するものについては、会長が別に定める受付印を押印の上、事務を担当する者あてに配布する。

2 前項を除くほか、特定の名義人あての封書については、そのまま当該名義人あてに配布し、当該名義人は開封の上、その内容が前項に準じるもので必要と認める場合には、受付印を押印するものとする。

(文書の登録)

第8条 文書の接受又は発議により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、文書登録簿に登録する。

2 前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他必要な事項を記載するものとする。

3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書及び発行名義人が事務局長に係る文書は、前2項の規定にかかわらず、簡易文書整理簿に所要事項を登録して整理するものとする。

(起案)

第9条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2件以上の事案で、その間に相互に関連あるものについては、これらを1件とみなし、一つの起案により処理することができる。

2 接受した文書については、特別の事情のあるものを除き、接受の日から7日以内に起案しなければならない。

第10条 文書の起案をするときは、会長が別に定める起案用紙を用いるとともに、起案年月日、決裁年月日、施行年月日等を必ず記入しなければならない。

(文書の決裁)

第11条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(決裁等の順序)

第12条 起案文書の決裁の順序は、原則として起案者が属する事務の区分の第5条第1項の文書管理責任者、起案者が属する事務の区分の会計処理規程第8条の経理責任者、事務処理規程第3条第1項に掲げるすべての事務責任者、事務局長、副会長、会長（以下「決裁権者」と総称する。）の順序とする。

(後伺い)

第 13 条 決裁権者が不在であって、かつ、緊急を要する場合には、最終決裁権者（会長又は第 14 条の規定により専決処理することが認められた者をいう。）を除き、当該決裁権者の決裁を後伺いとして処理できる。

(文書の専決)

第 14 条 起案文書は、会長が別に定めるところにより文書の専決処理にすることができる。

(文書の代決)

第 15 条 副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。

(供覧文書)

第 16 条 供覧に係る文書については、起案文書によらず、接受した文書の余白にゴム印等による決裁欄を設けて供覧することとして、差し支えない。

(文書番号)

第 17 条 文書番号は、次の各号に掲げる名義人ごとに当該各号に掲げるものとする。

- 一 地域協議会会長 □□○○地域協議会第 号
- 二 事務局長 □□○○地域協議会事第 号

(備考)

□□は年度、○○は地域協議会の名称とする。

- 2 文書番号は、事務処理規程第 3 条第 1 項に掲げる事務の区分ごとに小区分を設ける。
- 3 文書番号は、○○地域協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定める事業年度ごとに起番するものとする。

(文書の施行)

第 18 条 起案文書の施行に当たっては、文書登録簿又は簡易文書整理簿に所要事項を記入し、当該文書の発行名義人の公印を押印するものとする。

- 2 ○○地域協議会公印取扱規程第 11 条の契印は、施行のための浄書文書と起案文書とを照合し、誤りのないことを確認した上で行うものとする。

(発送)

第 19 条 文書の発送は、通常郵便物によるほか、第 5 条第 1 項の文書管理責任者の指示を受けて速達、書留その他特殊扱いにすることができる。

第 20 条 前条の規定にかかわらず、地域協議会の近傍に所在する関係機関等あてに文書を発送する場合には、使送によることができる。

(文書の完結)

第 21 条 起案文書の決裁又は発送が終了したことにより、当該文書に係る事案が終了したときは、文書登録簿又は簡易文書整理簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第 22 条 文書の保存期間は、次のとおりとする。

(類別区分)	(保存期間)
第 1 類	○年
第 2 類	○年
第 3 類	○年
第 4 類	○年

2 文書の保存期間は、文書が完結した日から起算する。

3 類別区分の標準は、会長が別に定めるところによるものとする。

(備考)

第 1 項の保存期間及び第 3 項の類別区分については、文書等の標準的な保存分類を参考に規定すること。

(文書の廃棄)

第 23 条 文書で保存期間を経過したものは、文書保存簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお保存の必要があるものについては、その旨を文書保存簿に記入し、保存しておくことができる。

2 前項において個人情報記録されている文書を廃棄する場合には、裁断、焼却その他復元不可能な方法により廃棄しなければならない。

(雑則)

第 24 条 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 59 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 60 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）、○○地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関しに必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第 24 条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

附 則

この規程は、平成○年○月○日から施行する

(様式第5号)

〇〇地域協議会公印取扱規程（例）

平成〇年〇月〇日制定

(趣旨)

第1条 〇〇地域協議会（以下「地域協議会」という。）における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、地域協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類)

第3条 公印の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 地域協議会印 「〇〇地域協議会」の名称を彫刻
- 二 職務印
 - イ 会長印 「〇〇地域協議会会長」の名称を彫刻
 - ロ 事務局長印 「〇〇地域協議会事務局長」の名称を彫刻

(備考)

第1号の地域協議会印及び第2号ロの事務局長印を作成しない場合は、削除する。

(公印の形状及び寸法)

第4条 公印の名称及び寸法は、別表に掲げるものとし、その字体及び材質は、会長が別に定める。

(登録)

第5条 会長は、公印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

(交付)

第6条 会長は、前条の規定による公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を第8条第1項の公印管理責任者に交付しなければならない。

(返納)

第7条 公印が不用となり、又は破損若しくは減耗して使用ができなくなったときは、次条第1項の公印管理責任者は、直ちに会長に返納しなければならない。

2 会長は、前項の公印の返納を受けたときは、1年間保管し、その期限が満了した後、廃棄する。

3 公印が廃棄されたときは、遅滞なく、第5条の登録を抹消するものとする。

(公印管理責任者)

第8条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

2 前項の公印管理責任者は、事務局長とする。

(管守)

第9条 公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、厳重に保管しなければならない。

2 公印管理責任者は、第5条の公印登録簿を厳重に保管しなければならない。

(押印)

第10条 公印の押印は、原則として、会長又はその委任を受けた者の指示により公印管理責任者が行うものとする。

2 公印管理責任者が出張若しくは休暇その他の事由により不在の場合、又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合等特別の事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、会長の指名する者が行うものとする。

(使用範囲)

第11条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、森林・山村多面的機能発揮対策交付金及び森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金の交付等に関する文書、契約及び通知に関する文書その他特に必要と認める文書については、当該文書とその原議にわたって、会長が別に定める契印を押印した上で使用するものとする。

(雑則)

第12条 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日25林整森第60号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知）、〇〇地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第12条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

附 則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(別表)

名 称	寸 法	印 影
○○印	○形 ○mm×○mm	
○○印	○形 ○mm×○mm	

(様式第6号)

〇〇地域協議会内部監査実施規程 (例)

平成〇年〇月〇日制定

(趣旨)

第1条 〇〇地域協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。

(監査員の指名)

第2条 内部監査を行う監査員は、複数名とし、会員の所属組織のうちから会長が指名する。

(内部監査の種類)

第3条 内部監査は、半期ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(内部監査実施計画の作成等)

第4条 監査員は、毎事業年度〇月末日までに内部監査責任者1名を定め、及び内部監査実施計画を作成し、会長に報告するものとする。

(内部監査結果の報告)

第5条 前条の内部監査責任者は、内部監査の終了ごとにその結果を取りまとめた内部監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。
- 3 第1項の内部監査報告書は、当該年度終了後〇年間保管するものとする。

(内部監査結果の不適合の是正)

第6条 第4条の内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の責任者に指示するものとする。

- 2 前項の指示を受けた被内部監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。
- 3 被内部監査部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、第4条の内部監査責任者に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた第4条の内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。
- 5 第1項の指示書、第3項の報告書は、当該事業年度終了後〇年間保管するものとする。

(雑則)

第7条 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日25林整森第60号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知）、○
○地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

(備考)

幹事会を置かない場合には、第7条中「、幹事会の承認を得た後」を削除する。

附 則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。

(様式第7号)

番 号
年 月 日

〔林野庁長官
内閣府沖縄総合事務局長〕殿

〇〇地域協議会長
氏 名 印

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る地域協議会の承認申請書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日林整森第74号林野庁長官通知）別紙1の第4の2に基づき、〇〇地域協議会の承認について、下記関連書類を添えて申請する。

記

1. 〇〇地域協議会 会員名簿（別添1）
2. 〇〇地域協議会規約その他の規程
3. 〇〇地域協議会 業務方法書（別添2）
4. 〇〇地域協議会 事業計画書

（注）4. の事業計画書の様式は、交付要綱別記様式第1号別紙1を使用すること。

<施行注意>

[]内は、沖縄県以外に事務所を置く地域協議会にあつては林野庁長官、沖縄県に事務所を置く地域協議会にあつては内閣府総合事務局長とする。

(別添1)

〇〇地域協議会 会員名簿

氏名	所属する組織名及び職名	備考

(別添2)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書

〇〇地域協議会

第1章 総則

(目的)

第1条 本業務方法書は、森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日25林整森第60号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）等に基づき、〇〇地域協議会（以下「協議会」という。）が行う森林・山村多面的機能発揮対策交付金（以下「交付金」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

- 第2条 協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、実施要領、交付金の交付決定に当たって林野庁長官から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に、実施要領別紙2の要件を満たす活動組織（以下「活動組織」という。）に対する交付金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営する。
- 2 協議会は、実施要綱その他法令等を遵守する活動組織が、本業務方法書に定めた手続に従って交付金の交付の対象となる活動を行う場合、交付金を交付するものとする。

第2章 事業の実施

(交付金の管理)

- 第3条 協議会は、国から交付を受けた交付金について、森林・山村多面的機能発揮対策交付金会計を設けて管理するものとする。この際、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定項目を設けることとする。
- 2 協議会は、交付金を当該用途以外の用途に使用してはならない。
- 3 協議会は、第1項の交付金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。
- 4 協議会は、毎年度、交付金に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

(交付金に係る採択申請及び採択決定)

第4条 交付金の採択を受けようとする活動組織の代表者は、実施要領別紙3第5の4

(1)に基づき活動計画書に協定及び活動組織の運営に関する規約等(以下「規約等」という。)を添え、協議会長に提出するものとする。

2 協議会長は、前項の申請を受けたときは、提出があった書類を審査の上、当該活動組織に交付金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、国からの交付決定後、実施要領別紙3第5の4(2)により、速やかに活動組織の代表者に交付金に係る採択決定書を交付するものとする。

3 活動組織の代表者は、次に定める事項の変更が生じた場合は、実施要領別紙3第5の6に基づき、活動計画書に変更があった協定又は規約等を添え、協議会長に提出しなければならない。

(1) 対象森林面積の変更

(2) 取組延長に応じた単価が設定されている活動内容については、取組延長の変更。

(3) 活動回数に応じた単価が設定されている活動内容については、活動回数

(4) 資機材・施設の整備については、内容の変更。ただし、交付金の減額や数量の減は除く。

(5) 活動の中止又は廃止

(6) 第5条第2項により通知された交付金総額の30%を超える減額

4 協議会長は、前項の申請があり、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、速やかにその旨を活動組織の代表者に通知するものとする。

5 活動組織の代表者は、第3項に該当しない活動計画書、協定又は規約等の変更をしたときは、変更があった書類を添え、速やかに協議会長に届出を行うものとする。

(交付金に係る申請及び支払)

第5条 活動組織の代表者は、交付金の交付について、別記様式第1号により協議会長に申請するものとする。ただし、活動組織が採択を受けようとする年度の申請については、第4条第2項の採択決定後、協議会長の定める日までに申請するものとする。

2 協議会長は、活動組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認められた場合には、速やかに交付金を活動組織に交付するとともに、別記様式第2号により通知するものとする。この際、支出勘定項目を明確にしておくこととする。

(交付金の対象範囲)

第6条 交付金については、活動組織が実施要領別紙3第5の3に定められた活動計画を実施するために必要な経費について、支援の対象とする。

(交付金の返還)

第7条 活動組織が活動等を実施するに当たり、協定及び活動計画に定められた事項が遵守されていない場合等には、協議会長は、期日を定めて、是正又は活動組織に対して交付した交付金の全部又は一部について、返還を求めるものとする。

- 2 前項により交付金の返還を求める場合、協議会長は活動組織への交付金の交付を停止し、交付金の返還を求める理由、返還の額及び返還の期日を記載した書面を活動組織の代表者に送付しなければならない。
- 3 交付金の返還を求められた活動組織は、前項の期日までに求められた額を協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、活動組織の代表者は、協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、活動組織の代表者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに協議会長に提出しなければならない。
- 4 協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の期日を記載した書面を活動組織の代表者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあっては、その旨を活動組織の代表者に通知しなければならない。
- 5 協議会長からの交付金の返還請求に基づき、活動組織から交付金の返還があった場合、協議会長は、活動組織の代表者の交付金に係る活動の再開に係る意思を確認し、第5条第1項の手続を経た後、交付金の交付を再開するものとする。
- 6 第1項において、自然災害等やむを得ない理由が認められる場合は、交付金の返還を免除することとする。

第3章 報告

(実施状況の報告)

- 第8条 活動組織の代表者は、毎年度、実施要領別紙3第5の8により交付金の実施状況報告書を作成し、活動記録及び金銭出納簿又はその写しを添えて、協議会長が定める日までに協議会長に提出するものとする。
- 2 協議会長は、毎年度、活動組織の活動の実施状況の確認について、書類等の審査により行うほか、必要に応じて、現地確認により行い、その確認結果について、実施要領別紙3第5の9(2)に基づき、活動組織の代表者に通知するものとする。
 - 3 協議会長は、前項により報告があった場合、実施要領別紙3第7に基づき、活動組織の活動の実施状況を取りまとめ、事業を実施した翌年度の5月末日までに、林野庁長官に報告するものとする。

第4章 雑則

(事業期間)

- 第9条 本対策の事業期間は、平成29年度から平成33年度までとするものとする。

附 則

この業務方法書は、林野庁長官の承認のあった日から施行する。

(別記様式第1号)

申請年月日	平成	年	月	日
平成	年度	第	号	

〇〇地域協議会
 会長 〇〇 〇〇 殿

〇〇活動組織
 代表 〇〇 〇〇 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇号にて採択通知のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

交付申請額	項目	金額
	採択決定額 ①	円
	既交付額 ②	円
	今回申請額 ③	円
	採択決定額(年間交付額)との差額 ④=①-②-③	円

交付金振込口座	金融機関(ゆうちょ銀行以外)												
	金融機関名										支店名		
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農 林中金												
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください)												
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知												
	※ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。												
	ゆうちょ銀行												
	記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号(右づめで記入)						
					※								

口座名義	フリガナ	
	口座名義	
	住所	(〒 -) 都道 市区 府県 町村

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付してください。

(別記様式第2号)

番 号
年 月 日

〇〇活動組織
代表 〇〇 〇〇 殿

〇〇地域協議会会長
氏 名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の交付について (第〇回)

平成〇年〇月〇日付けで交付申請のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、下記のとおり交付したので、森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書第5条第2項に基づき通知する。

記

1 第〇回交付額 (③) 円

2 交付額の内訳

項目	金額
採択決定額 ①	円
既交付額 ②	円
今回申請額 ③	円
採択決定額 (年間交付額) との差額 ④=①-②-③	円

(様式第8号)

番 号
年 月 日

〔林野庁長官
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇地域協議会会長
氏 名 印

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る地域協議会規約その他規程の変更届出書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日林整森第74号林野庁長官通知）別紙1の第5の1に基づき、下記関連書類を添えて提出する。

記

1. 〇〇地域協議会〇〇の変更 新旧対照表（別紙）

<施行注意>

[]内は、沖縄県以外に事務所を置く地域協議会にあつては林野庁長官、沖縄県に事務所を置く地域協議会にあつては内閣府総合事務局長とする。

(別紙)

〇〇地域協議会〇〇の変更 新旧対照表

変更前	変更後

別添資料

- 1 〇〇地域協議会〇〇 (変更後)

(様式第9号)

番 号
年 月 日

〔 林野庁長官
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿
(※〇〇地域協議会長)

〔地域協議会〕

住 所

団 体 名

代表者名 氏 名 印

又は

都道府県知事 氏 名 印

(※〇〇活動組織会長 氏名 印)

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付決定前着手届

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領の別紙3の第5の7の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. 事業費
2. 事業主体 (※活動組織名)
3. 着手予定年月日
4. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合はこれらの損失は事業主体者 (※採択決定前着手届けを提出した活動組織) が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
3. 当該施策については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

(注) 活動組織から地域協議会に提出する場合、(※) 内の文言に変更し、本届出中の「交付決定」、「交付申請」をそれぞれ「採択決定」、「採択申請」に変更すること。

(注2) 都道府県から林野庁長官等に提出する場合、本文中の「別紙3の第5の7」を「別紙4の第3」に変更すること。

(様式第 10 号)

〇〇活動組織規約 (例)

平成〇年〇月〇日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この活動組織は、〇〇活動組織 (以下「活動組織」という。) という。

(事務所)

第 2 条 活動組織は、主たる事務所を〇〇に置く。

(目的)

第 3 条 活動組織は、第 4 条の構成員による地域共同による森林・山村の多面的機能の発揮のための活動を通じ、地域の活性化を図ることを目的とする。

第 2 章 構成員

(構成員)

第 4 条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

なお、活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議し、備考欄に構成員の所属等を記載するよう努める。

第 3 章 役員

(役員の数及び選任)

第 5 条 活動組織に、代表 1 名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員任期)

第6条 役員の任期は、〇年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。

三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第1号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算、実績報告及び実施に関すること。

二 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。

三 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはほかの会計と区分して経理する。

- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- 二 その他の収入

(会費)

第15条 前条第二号に掲げる収入として、会員から月(年)〇〇円の会費を徴収するものとする。

(事務経費支弁の方法等)

第16条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第17条 活動計画は、会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第 18 条 資金の支出者は代表とする。

(資金の流用)

第 19 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 20 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々
の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の出納)

第 21 条 金銭を出納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、
領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 22 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。た
だし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができ
る。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書
をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第 23 条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及び
き損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 24 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告
書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければ
ならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代
表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承
認を受けなければならない。

第 6 章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

第 25 条 この規約を変更した場合は、地域協議会長に報告をしなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第26条 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日25林整森第60号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知）、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員を選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、平成〇年〇月〇日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第17条中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。

(別紙)

平成 年 月 日

〇〇活動組織参加同意書

以下3. の構成員は、〇〇活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表及び役員を下記1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考

3. 構成員

(1) 個人

役職名	氏名	住所	備考

(2) 団体

氏名	住所	団体名

注：団体においては、活動組織の構成員となる者は代表者とし、構成員名簿を添付すること。

(様式第 11 号)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書（例）

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）に基づき、〇〇活動組織と森林所有者は、下記のとおり協定を締結する。

記

(目的)

第 1 条 この協定は、地域の森林・山村の多面的機能の発揮のための活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

(協定期間)

第 2 条 地域共同による活動の協定期間は、協定締結の日から平成〇年〇月〇日までとする。

(協定の対象となる森林)

第 3 条 協定の対象となる森林は、以下のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

面積 〇〇.〇ha

計画図 別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の 10 に定めるとおりとする。

(活動計画)

第 4 条 活動組織が行う活動は、別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の 7 に定めるとおりとする。

(その他)

第 5 条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、活動組織と森林所有者が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、活動組織と森林所有者は、本書を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

〇〇活動組織

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

代表 〇〇 〇〇 印

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇 印

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇 印

住所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇 印

(様式第 12 号)

活 動 計 画 書

平成○年○月○日策定

○○活動組織

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書

1. 組織名

2. 所在地

3. 地区の概要、取組の背景等

4. 取組概要

5. 構成員の概要

※構成員の居住地（どのような地域から参加しているか）、職種、経歴、所属団体等、構成員の多様性がわかるように記載すること。

6. 地元の自治体、自治会、集落等のニーズに対応するなど地域の活性化への寄与

7. 年度別スケジュール

取組概要	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
1. 活動推進費			
2. 実践活動			
A-1 地域環境保全タイプ (里山林保全)	ha	ha	ha
A-2 地域環境保全タイプ (侵入竹除去、竹林整備)	ha	ha	ha
B 森林資源利用タイプ	ha	ha	ha
C 森林機能強化タイプ	ha	ha	ha
	m	m	m
D 教育・研修活動タイプ	回	回	回
2-1. 間伐等(除伐・枝打ちを含む)実施面積	ha	ha	ha
2-2. 活動を始める時点で長期にわたり手入れをされていなかったと考えられる里山林を整備する面積	ha	ha	ha
3. 資機材・施設の整備			

※1 延長には森林調査・見回りを除く。

※2 2のCの森林機能強化タイプの森林面積については、スケジュールの期間内に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプにより森林整備を実施する面積を記載する。

※3 2-2については、2年目以降はその前年度までの活動により該当する里山林の整備を実施している場合はその里山林の面積を除外し、その年度に新たに該当する里山林の整備を実施する面積を記載する。

8. 活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング調査方法（地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載）

タイプ名	目 標	モニタリング調査方法

(注) 目標の設定及びモニタリング調査方法の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

9. 年度別に実施する安全講習等の名称及び内容

年 度	講習の名称	講習の内容
年度		
年度		
年度		

10. 安全のために装備する物品及び傷害保険の名称

11. 4年目以降の活動（森林管理）計画

12. 計画図（協定の対象としている区域の図面）

取組の実施箇所の森林計画図を添付すること。森林計画図がない場合は、対象森林の面積が分かる縮尺 5,000 分の 1 以上の図面を添付すること。添付した図面に、計画期間中の各タイプの活動内容及び森林経営計画及び森林施業計画の策定の有無を図示すること。また、森林機能強化タイプにおいては、改修等を実施する路網や鳥獣被害防止柵を図示すること。

13. その他

(1) 写真

取組の実施箇所に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林がある場合はその写真を添付すること。

(2) 収入

会費、林産物収入など森林・山村多面的機能発揮対策交付金以外の収入を記載すること。

(3) 委託

取組を委託する場合は、次を記載すること。

活動計画における取組についての委託

- ・委託機関名
- ・連絡先（電話番号等）
- ・委託時期
- ・委託内容（委託する区域の林小班、委託業務の内容（面積、作業の内容）等）
- ・委託金額

(様式第 13 号)

番 号
年 月 日

〇〇地域協議会
会長 〇〇 〇〇 殿

〇〇活動組織
代表 〇〇 〇〇 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 4（1）に基づき、下記のとおり森林・山村多面的機能発揮対策交付金の採択を申請する。

記

1. 活動組織名
2. 協定の対象となる森林の位置
3. 担当者名・電話番号（連絡がとれる担当者及び電話番号を記載）
4. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の支援額	市町村の支援額	計
活動推進費	112,500 円	初年度のみ	円	円	円	円
地域環境保全タイプ（里山林保全）	120,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
地域環境保全タイプ （侵入竹除去・竹林整備）	285,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
森林資源利用タイプ	120,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
森林機能強化タイプ	800 円/m	m	円	円	円	円
教育・研修活動タイプ	38,000 円/回	回	円	円	円	円
小 計			円	円	円	円
資機材・施設の整備	1/2 以内	円	円	円	円	円
資機材・施設の整備（林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋）	1/3 以内	円	円	円	円	円
計			円	円	円	円

間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		ha				
当該年度に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林を整備する面積		ha				

（注1）面積は0.1ha、延長はm単位で記入。教育・研修活動タイプの上限は12回。

（注2）当該年度に長期にわたり手入れをしなかったと考えられる森林を整備する面積は、活動期間内の前年度までに該当する森林の整備を実施した場合は、その森林の面積を除外し、当該年度に新たに森林の整備を実施する面積を記載すること。

（注3）都道府県の支援額、市町村の支援額及び計については、申請時に都道府県や市町村から予定額を聞いている場合等に記載すること。

5. 事業費（活動推進費＋各タイプ計＋資機材・施設の整備（購入額））

6. 月別スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 活動推進費												
2. 実践活動												
A-1 地域環境保全タイプ （里山林保全）												
A-2 地域環境保全タイプ （侵入竹除去、竹林整備）												
B 森林資源利用タイプ												
C 森林機能強化タイプ												
D 教育・研修活動タイプ												
3. 資機材・施設の整備												

7. 教育・研修活動タイプの講師等（森林環境教育を実施する場合）

講師等の氏名	取得資格等

（注）取得資格等を有していない者を講師等とする場合、経歴等知識経験が判断できる事項を記載すること。

8. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
		月
		月

<施行注意>

活動計画書、協定及び活動組織の運営に関する規約等を添付するものとする。

(様式第 14 号)

番 号
年 月 日

〇〇市町村長
氏 名 殿

〇〇地域協議会会長
氏 名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策の活動の有効性等に関する意見等
について

日頃から、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の推進に御協力をいただき御礼
申し上げます。

さて、今般、貴市町村の区域内において森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活動
を計画している活動組織から、別添のとおり活動の申請がありました。

つきましては、活動の有効性等について、御意見を伺いたいので別紙を記載のうえ御
返送願いたく、御依頼申し上げます。

(別紙)

1 活動組織名

2 活動内容 別添申請書のとおり

3 ○○(市町村)の意見(該当する項目の□に✓をお願いします)

有効である

有効性は認められない

その他の意見等がありましたら、ご自由に記載ください

(協議会が確認する必要がある場合に記載)

4 貴(市町村)が国の交付金と連携して一体的に補助を行う場合に、この活動組織に対して助成する意志の有無。

有 (金額 円)

無

記入担当者

○○(市町村)○○課 氏名

TEL ○○○

(様式第 15 号)

番 号
年 月 日

〇〇地域活動組織代表
氏 名 殿

〇〇地域協議会会長
氏 名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択通知書

平成〇年〇月〇日付け第〇号で提出のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請について、交付金を交付することが適当と認められたので、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 4（3）に基づき、下記のとおり通知する。
また、採択に当たっては別紙の条件を遵守すること。

記

1. 活動組織名
2. 協定の対象となる森林の位置
3. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の交付決定額

取組メニュー	交付金額	都道府県の 支援額	市町村の 支援額	計
活動推進費	円	円	円	円
地域環境保全タイプ(里山林保全)	円	円	円	円
地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備)	円	円	円	円
森林資源利用タイプ	円	円	円	円
森林機能強化タイプ	円	円	円	円
教育・研修活動タイプ	円	円	円	円
資機材・施設の 整備	交付率1/2以内	円	円	円
	交付率1/3以内	円	円	円
計	円	円	円	円

(注) 都道府県の支援額、市町村の支援額及び計の欄については、協議会が把握している場合に記載すること。

4. その他

活動組織に条件を付す場合は記載すること。

(様式第 16 号)

番 号
年 月 日

〇〇地域協議会会長
氏 名 殿

〇〇地域活動組織代表
氏 名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択変更申請書（届出書）

平成〇年〇月〇日付け第〇号で採択通知のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金を変更したいので、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 6 に基づき、下記のとおり採択の変更を申請する（届け出る）。

記

1. 活動組織名
2. 協定の対象となる森林の位置
3. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の支援額	市町村の支援額	計
活動推進費	112,500 円	初年度のみ	円	円	円	円
地域環境保全タイプ（里山林保全）	120,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
地域環境保全タイプ （侵入竹除去・竹林整備）	285,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
森林資源利用タイプ	120,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
森林機能強化タイプ	800 円/m	m	円	円	円	円
教育・研修活動タイプ	38,000 円/ 回	回	円	円	円	円
小 計			円	円	円	円
資機材・施設の整備	1/2 以内	円	円	円	円	円
資機材・施設の整備（林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋）	1/3 以内	円	円	円	円	円
計			円	円	円	円

間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		ha				
当該年度に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林を整備する面積		ha				

（注）都道府県の支援額、市町村の支援額及び計については、申請時に都道府県や市町村から金額を聞いている場合等に記載すること。

4. 月別スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 活動推進費												
2. 実践活動												
A-1 地域環境保全タイプ （里山林保全）												
A-2 地域環境保全タイプ （侵入竹除去・竹林整備）												
B 森林資源利用タイプ												
C 森林機能強化タイプ												
D 教育・研修活動タイプ												
3. 資機材・施設の整備												

5. 教育・研修活動タイプの講師等（森林環境教育を実施する場合）

講師等の氏名	取得資格等

6. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
		月
		月

7. 計画変更の理由（減額の理由）

※減額の場合は減額する金額も併せて記載すること。

(様式第 17 号)

平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 (活動記録)

実施年月日	活動実施日時		活動参加人数		タイプ	取組	写真番号	整理番号
	実施時間		構成 員	構成 員以 外の 参加 者				
	時間帯	実施時間						

(別添1)

作業写真整理帳

No
組織名

写真番号：

--

活動項目を チェックする	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>
	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>	⑥ <input type="checkbox"/>
取組内容			

写真番号：

--

活動項目を チェックする	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>
	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>	⑥ <input type="checkbox"/>
取組内容			

写真番号：

--

活動項目を チェックする	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>
	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>	⑥ <input type="checkbox"/>
取組内容			

活動項目

①：活動推進費

②：地域環境保全タイプ（里山林保全）

③：地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）

④：森林資源利用タイプ

⑤：森林機能強化タイプ ⑥：教育・研修活動タイプ

※活動前、活動中、活動後について、それぞれ遠景・近景を撮影すること。⑥の場合は、イベントの準備、実施中、実施後の反省会等の写真を添付すること。

(様式第 18 号)

平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（金銭出納簿）

日付	タイプ	内容	収入 (円)	立替 (円)	支出 (円)				資機材購入 費のうち交 付金充当額	領収書等 番号	活動実施日	備考 (財産の保 管場所)
					人件費	委託費	その他	資機材の 購入等				

(様式第 19 号)

平成○年度 モニタリング結果報告書

1 活動の目標

--

2 活動実施前の標準地の状況（平成○年度）

写真

標準地の状況を記載	
-----------	--

3 活動 1 年目の標準地の状況（平成○年度）

写真

標準地の状況を記載	
目標達成度	
次年度に向けた改善策	

4 活動 2 年目の標準地の状況（平成○年度）

写真

標準地の状況を記載	
目標達成度	
次年度に向けた改善策	

5 活動3年目の標準地の状況（平成〇年度）

写真

標準地の状況を記載	
目標達成度	

（注）目標の設定及び標準地の状況の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

(様式第 20 号)

番 号
年 月 日

〇〇地域協議会会長
氏 名 殿

〇〇地域活動組織代表
氏 名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書

平成〇年度の実施状況について、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 8 に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

- 1 平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（活動記録）（様式第 17 号）
- 2 作業写真整理帳（様式第 17 号別添 1 及び 2）
- 3 平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（金銭出納簿）（様式第 18 号）
- 4 平成〇年度 モニタリング結果報告書
- 5 平成〇年度 実施状況整理票（別紙）

(※精算払いがある場合は業務方法書の別記様式第 1 号も併せて添付すること。)

(様式第 21 号)

番 号
年 月 日

〇〇地域活動組織代表
氏 名 殿

〇〇地域協議会会長
氏 名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況確認通知書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野
庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 9（2）に基づき、実施状況について確認したことを通知
する。

< 施行注意 >

交付金の返納を求める場合には、「なお、同要領別紙 3 の第 5 の 9（2）に基づき、既
に交付した交付金額〇〇〇円との差額〇〇円について、平成〇〇年〇月〇日までに納付
されたい。」を追記すること。

(様式第 22 号)

番 号
年 月 日

〔林野庁長官
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇地域協議会会長
氏 名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況とりまとめ報告書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）別紙 3 の第 7 に基づき、活動組織の実施状況を取りまとめたので、下記関係書類を添えて報告する。

記

1 活動組織実施状況整理票（別紙）

<施行注意>

[]内は、沖縄県以外に事務所を置く地域協議会にあつては林野庁長官、沖縄県に事務所を置く地域協議会にあつては内閣府総合事務局長とする。

